

## 栃木市・西方町合併協議会専門部会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、栃木市・西方町合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、栃木市・西方町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 専門部会は、栃木市・西方町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示又は幹事会の要請により、協議会に提案する事項、その他会長が必要と認める事項について、専門的に調査検討し、協議案又は調整案を作成するものとする。

### (組織)

第3条 専門部会は、別表に定めるとおりとし、栃木市及び西方町の部課長等の職にある者をもって組織する。

### (部会長及び副部会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、前条に規定する専門部会を組織する者の互選により定める。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長がこれに当たる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同で会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する専門部会の部会長が当たるものとする。

(関係職員等の出席)

第6条 部会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会は、第2条に規定する所掌事務について、個別具体的に調査検討し、又は調整するため、別に定めるところにより、専門部会に分科会及び作業部会を置くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会で作成した協議案又は調整案を幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部署が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成22年7月20日から施行する。

別表（第3条関係）

企画財政部会
総務部会
住民部会
福祉部会
産業振興部会
建設部会
上下水道部会
教育部会